



子育て information

石岡市の子育て情報をお届けします！



すくすく赤ちゃんクーポン券のご案内

子育て応援課 TEL24-1390

▶市では子育て世帯を応援するために、1枚1,000円相当分の子育て用品(おむつ・ミルク・ベビーフード)と交換できる[すくすく赤ちゃんクーポン券]を交付しております。

対象者：次の①②をすべて満たす方

- ①満1歳の誕生日の前日までのお子さんのいる保護者
- ②乳児と保護者の住民登録が石岡市にある方

申請方法：「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児訪問)」または、出生届や転入届を提出した際などに、以下の3つの課で申請・交付を行っております。

- ①子育て応援課(石岡保健センター内)
- ②こども未来課(石岡市役所本庁舎内)
- ③市民窓口課(八郷総合支所)

※取扱店舗が増えました。詳しくはこちらから▶

※すくすく赤ちゃんクーポン券の取扱店を随時募集しています。



子育て世代に対する給付金

こども未来課 TEL23-7331

物価高対応子育て応援手当

児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等に対し、2万円を支給します。

支給額：対象児童1人につき2万円

支給対象者：

- ・令和7年9月分の児童手当の受給者
- ・令和7年9月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児がおり、児童手当の手続きをした人

申請が必要な人：

- ・令和8年1月1日から令和8年3月31日生まれの児童分の児童手当を石岡市で受給している人
- ・令和8年3月31日までに生まれた児童分の児童手当を受給している公務員の人
- ・令和7年10月以降分の児童手当について、離婚(離婚協議中を含む。)等により新しく石岡市から受給することになった人
- ・児童手当が未申請で、令和7年9月30日時点の児童手当支給対象に該当するとみなすことができる人

申請方法：3月31日頃までに、申請書をこども未来課または市民窓口課へ提出またはオンライン申請

※公務員の方は、所属庁の児童手当受給証明が必要となります。

※詳しくは、市ホームページでご確認ください▶



低所得の子育て世帯生活応援特別給付金

低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

支給額：対象児童1人につき5万円

支給対象者：

- ・ひとり親世帯
(令和8年1月分の児童扶養手当受給者、児童扶養手当の支給要件に該当し公的年金給付を受けている人)
- ・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯
(令和8年1月分の児童手当受給者かつ令和7年度住民税均等割非課税の人)

申請が必要な人：

- ・公的年金給付など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

申請方法：4月30日頃までに申請書に必要書類を添えて、こども未来課へ提出

※詳しくは、市ホームページでご確認ください▶





～食材料～ (4人分) 米2合分

ごはん	660g
あさり水煮缶	130g
ひじきドライパック	40g
(乾燥ひじきの場合は5g)	
油揚げ	1枚 (30g)
にんじん	100g
A 〔みりん〕	大さじ1と1/3
〔しょうゆ〕	大さじ1

(1人分：エネルギー339kcal 食塩相当量1.0g)

～作り方～

- ①ひじきドライパックはそのまま使用する(乾燥ひじきは、ぬるま湯または、水で戻す)。油揚げは、短冊切り、にんじんは千切りにする。
 - ②あさり水煮缶(汁ごと)、①をAの調味料と被るくらいの水で煮る。
 - ③炊きあがったご飯(660g)に、煮た②を混ぜ合わせる。
- ※ごはんを炊くときはカレー・寿司用の水加減の固めに炊飯する。

point!

ひじきやあさは、カルシウムや鉄を多く含む食品です。

また、あさりの水煮缶は、そのまま料理に使用できるので、味噌汁やスープ、パスタなどにしてもおいしく食べることができます。保存期限も長く、手軽に使用できるので必要に応じて使用してみてください。

消費生活ホットライン

消費生活センター(市役所本庁舎内) Tel. 22-2950
受付時間/月～金
午前10時～正午・午後1時～4時30分

新しいお部屋で新生活! 「賃貸借契約」のトラブルを防ごう!

【事例】

- ①賃貸マンションを契約したが、入居前に事情が変わったので解約を申し出たら「家賃2か月分の解約料が必要。契約書にも書いてある」と言われた。
- ②敷金礼金不要のアパートを退去したら、エアコン清掃代や入居前からあったフローリングのキズの修繕費用を請求された。

【アドバイス】

- ①契約前に、申込書・契約書などの記載内容をよく確認し、内容を理解した上でサインしましょう。キャンセル・解約・更新に関する事項、禁止事項、修繕に関する事項、退去時の費用負担などのほか「ハウスクリーニング費用は全額借主の負担」といった「特約」がある場合もあるので、注意して確認しましょう。
- ②入居時には、賃貸物件の現在の状況をよく確認

し、キズ・汚れ・不具合などを見つけた場合は、写真やメモに記録しておきましょう。

- ③入居中に、備え付けのエアコン・給湯器・トイレなどの故障や、雨漏り・水漏れなどのトラブルが発生した場合には、すぐに貸主や管理会社に相談しましょう。無断で修理をすると、後でトラブルになる場合があります。
- ④退去時には、入居時と同様、部屋の状況を写真やメモに記録しておきましょう。また、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

※国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、経年変化や通常の使用による損耗は、原則として貸主負担とされています。

